

議案第41号

赤松地区地籍調査事業に伴う字の区域の変更について

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定による認証の日から、次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成15年 5月19日

三朝町長 吉田 秀光

平成15年5月19日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

区域を変更する字の名称	同左の区域 (平成15年 1月 1日現在の地番による。)
大字赤松字段	大字赤松字段の全域 大字赤松字下ノ岡111、112、114及びこれらと一体をなす国有地並びに113、115と一体をなす国有地 大字赤松字東嶋ヶ谷518の2と一体をなす国有地の一部
大字赤松字下ノ岡	大字赤松字下ノ岡のうち111、112、114、115の2、132の2、137の2、138の2、139の2、148及びこれらと一体をなす国有地並びに113、115、658、659の1、668、672と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字赤松字大泓ヶ	大字赤松字大泓ヶの全域 大字赤松字下ノ岡115の2、132の2、137の2、138の2、139の2及び658、659の1、668、672と一体をなす国有地の一部
大字赤松字上ノ岡	大字赤松字上ノ岡の全域 大字赤松字下ノ岡ノ上エ506
大字赤松字家ノ上エ	大字赤松字家ノ上エのうち327、328の1、328の2と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字赤松字佛谷497の7
大字赤松字下モ久鳥	大字赤松字下モ久鳥のうち379の4及びこれと一体をなす国有地の一部並びに379の1から379の3と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字赤松字西嶋ヶ谷495の4から495の6 大字赤松字佛谷496の2、496の3 大字赤松字上久鳥691、692 大字赤松字家ノ上エ327、328の1、328の2と一体をなす国有地の一部

大字赤松字上久鳥	大字赤松字下モ久鳥379の4及びこれと一体をなす国有地の一部並びに379の1から379の3と一体をなす国有地の一部 大字赤松字上久鳥のうち408の1、691、692及びこれらと一体をなす国有地並びに408の2と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字赤松字久鳥原438の2、439の3
大字赤松字久鳥原	大字赤松字久鳥原のうち438の2、439の3、448以外の区域 大字赤松字上久鳥408の1及びこれと一体をなす国有地並びに408の2と一体をなす国有地の一部
大字赤松字久鳥上エ	大字赤松字久鳥上エの全域 大字赤松字久鳥原448
大字赤松字西嶋ヶ谷	大字赤松字西嶋ヶ谷のうち495の4から495の6以外の区域
大字赤松字佛谷	大字赤松字佛谷のうち496の2、496の3、497の7以外の区域
大字赤松字下ノ岡ノ上エ	大字赤松字下ノ岡148 大字赤松字下ノ岡ノ上エのうち506以外の区域
大字赤松字東嶋ヶ谷	大字赤松字東嶋ヶ谷のうち518の2と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字赤松字下ノ岡ノ上エ	大字赤松字下ノ岡ノ上エのうち506以外の区域
大字赤松字東嶋ヶ谷	大字赤松字東嶋ヶ谷のうち518の2と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字赤松字佛谷	大字赤松字佛谷のうち496の2、496の3、497の7以外の区域
大字赤松字西嶋ヶ谷	大字赤松字西嶋ヶ谷のうち495の4から495の6以外の区域
大字赤松字久鳥上エ	大字赤松字久鳥上エの全域 大字赤松字久鳥原448
大字赤松字久鳥原	大字赤松字久鳥原のうち438の2、439の3、448以外の区域 大字赤松字上久鳥408の1及びこれと一体をなす国有地並びに408の2と一体をなす国有地の一部
大字赤松字上久鳥	大字赤松字下モ久鳥379の4及びこれと一体をなす国有地の一部並びに379の1から379の3と一体をなす国有地の一部 大字赤松字上久鳥のうち408の1、691、692及びこれらと一体をなす国有地並びに408の2と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字赤松字久鳥原438の2、439の3